

## 長崎県情報政策課広報媒体広告掲載要領

(趣旨)

第1条 情報政策課が所管する広報媒体(以下「広報媒体」という。)に掲載する広告に関して必要な事項は、長崎県情報政策課広報媒体広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告掲載に関する基本的な考え方)

第2条 広報媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容、表現及びリンク先ホームページで提供される情報は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の掲載位置等)

第3条 要綱第4条の規定による広告の掲載位置、種類、規格及び枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 掲載位置：長崎県グッドサイトトップページの右上部  
外部から呼び出される地図表示ページの上  
情報政策課トップページの左下部
- (2) 種類：バナー広告
- (3) 規格：サイズ [トップページ] 縦 50ピクセル、横 192ピクセル  
[地図表示ページ] 縦 34ピクセル、横 128ピクセル  
[情報政策課ページ] 縦 34ピクセル、横 128ピクセル  
形式 GIF(アニメーション不可)、JPEG  
データ容量 6KB以下
- (4) 枠数：最大6枠

(広告の掲載基準)

第4条 要綱第5条第3項の規定による広告掲載基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損、プライバシーの侵害のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 県の政策や事業の円滑な推進に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
  - コ セクシュアルハラスメントとなるおそれがあるもの
  - サ 名前、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。
  - ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する。)
  - イ 射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

- ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体及びその他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

- コ 詐欺的なもの又は不良商法とみなされるもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 閲覧者を惑わす表現として、次のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

例：「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、アラートマーク（警告表示）、ラジオボタン（選択肢の表示）等

イ 実際には機能しないもの

例：入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

ウ 県に関する情報であると錯誤するおそれがあるもの

エ その他、広告の表現として適当でないと県が認めるもの

（広告の掲載期間等）

第5条 広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、3月単位とし、広告掲載期間のコースとして、3月、6月、1年掲載の3コースを設ける。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として、月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として、決定された広告掲載期間に応じて、広告掲載開始日から当該期間を経過した月の末日とする。

4 第2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、その翌開庁日を広告掲載開始日とする。

5 第3項の規定にかかわらず、広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、その直前の開庁日を広告掲載終了日とする。

6 広告の掲載開始時期は、原則として、広告掲載開始日の10時から12時までに掲載するものとする。

7 前項の規定により掲載した広告は、原則として、広告掲載終了日の15時から17時までに削除するものとする。

( 広告掲載の申し込み )

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、長崎県情報政策課広報媒体広告掲載申込書(別記様式第1号)により広告の掲載を申し込むものとする。

( 広告掲載の決定 )

第7条 情報政策課長は、広告掲載希望者から前条の規定による申し込みがあったときは、長崎県情報政策課広報媒体広告掲載要綱並びにこの要領(以下「要綱等」という。)の規定に基づく審査を行い、広告の掲載を決定し、その結果を長崎県情報政策課広報媒体広告掲載(不掲載)決定通知書(別記様式第2号)により当該申込者に通知する。

2 前項の決定を行う際、第3条第4号に規定する枠数を超過して申し込みがあったときは、以下の各号に該当するものを優先して選定するものとする。

- (1) 広告内容及びリンク先ホームページの提供情報が地域性、公共性及び公益性の高いもの
- (2) 掲載希望月の総数が多いもの
- (3) 県内に事業所等を有するもの

3 前項の規定により優先順位を判断できない場合は、抽選により決定するものとする。

( 広告掲載決定の承諾 )

第8条 前条第1項の規定により広告掲載決定通知を受理した者は、情報政策課が指定した期日までに長崎県情報政策課広報媒体広告掲載承諾書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

( 広告掲載料 )

第9条 要綱第9条に規定する広告掲載料は、1枠あたり30,000円/3月(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 前項の広告掲載料について、第5条に規定する広告掲載期間のコースに応じて、掲載期間が6月の場合はその1割を、1年の場合はその2割を差し引いた金額を広告掲載料とする。

( 広告掲載の取消し )

第10条 情報政策課長は、掲載を決定した広告が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 要綱第8条第1項の規定により定められた期日までに広告原稿が提出されないとき
- (2) 要綱第9条第2項の規定により定められた期日までに広告掲載料が納付されないとき
- (3) 要綱第4条の規定に反すると認められるとき
- (4) 要綱第5条の規定に該当するとき

2 情報政策課は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対してその理由を付して長崎県情報政策課広報媒体広告掲載取消通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づいて広告の掲載を取り消したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責を負わない。

4 県は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

( 広告掲載の取下げ )

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、長崎県情報政策課広報媒体広告掲載取下書(別記様式第5号)により申し出なければならない。

3 県は、前項の規定により広告掲載取下書を受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

( 広告掲載料の返還 )

第12条 情報政策課は、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、第9条に規定する広告掲載料に基づき、掲載しなかった日数に応じて日割り計算した額を広告主に返還するものとする。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により広報媒体が一時停止した場合、当該期間については、広告を掲載しなかった期間に算入しないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災その他真にやむを得ない事態が発生した場合

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

( 広告の変更 )

第13条 広告主は、広告掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として1月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告内容を変更しようとする場合は、長崎県情報政策課広報媒体広告掲載内容変更届出書(別記様式第6号)により県にあらかじめ届け出るものとし、要綱第8条第1項及び第2項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、要綱第8条第3項の規定に準ずるものとする。

( リンク先の変更 )

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して5日前までに、長崎県情報政策課広報媒体広告掲載内容変更届出書(別記様式第6号)により県に届け出るものとする。

( その他 )

第15条 この要領に定めるもののほか、情報政策課が所管する広報媒体への広告掲載の取り扱いに関して必要な事項は、情報政策課が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

この要領は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

### 長崎県情報政策課広報媒体広告掲載申込書

長崎県情報政策課長 様

住所  
申込者  
氏名 印  
(法人にあっては、法人名及び代表者氏名を記入してください。)

このことについて、長崎県グッドサイトに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。  
申し込みにあたっては、長崎県情報政策課広報媒体広告掲載要綱を遵守します。

記

リンク先 ホームページ	内 容	
	U R L	http://
掲載広告	掲載希望期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	掲載コース	3月 6月 1年
	広告の内容	
	業種・事業内容及び提供する情報	
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
備考		

1. 広告掲載希望期間は、3月単位で記入願います。
2. 広告の内容等について、該当欄に記入できない場合は、別紙を作成し提出してください。

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

長崎県情報政策課広報媒体広告掲載（不掲載）決定通知書

様

長崎県情報政策課長

平成 年 月 日付で申し込みがあった長崎県グッドサイトへの広告掲載について、下記のとおり広告の掲載（不掲載）を決定しましたので、お知らせします。

なお、広告掲載の決定を受けた者は、長崎県情報政策課広報媒体広告掲載要綱第8条の規定に基づき、広告掲載承諾書（様式第3号）及び広告原稿を平成 年 月 日までに情報政策課へ提出願います。

記

リンク先 ホームページ	内 容	
	U R L	http://
掲載広告	掲 載 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	掲 載 コ ー ス	3月 6月 1年
	広 告 の 内 容	
	業 種 ・ 事 業 内 容 及 び 提 供 す る 情 報	
掲 載 (不 掲 載) 決 定 理 由		

(様式第3号)

年 月 日

長崎県情報政策課広報媒体広告掲載承諾書

長崎県情報政策課長 様

住所  
申込者  
氏名 印  
(法人にあっては、法人名及び代表者氏名を記入してください。)

平成 年 月 日付 第 号で通知のあった長崎県グッドサイトへの広告掲載(不掲載)の決定について、下記のとおり承諾します。

なお、広告掲載にあたっては、長崎県情報政策課広報媒体広告掲載要綱を遵守します。

記

リンク先 ホームページ	内 容	
	U R L	http://
掲載広告	掲 載 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	掲 載 コ ー ス	3月 6月 1年
	広 告 の 内 容	
	業 種 ・ 事 業 内 容 及 び 提 供 す る 情 報	
掲 載 (不 掲 載) 決 定 理 由		

(様式第4号)

年 月 日

長崎県情報政策課広報媒体広告掲載取消通知書

様

長崎県情報政策課長

平成 年 月 日付 第 号で通知した長崎県グッドサイトへの広告掲載の決定について、下記のとおり取り消しましたので、お知らせします。

記

リンク先 ホーム ページ	内 容	
	U R L	http://
掲載広告	掲 載 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	掲 載 コ ー ス	3月 6月 1年
	広 告 の 内 容	
	業 種 ・ 事 業 内 容 及 び 提 供 す る 情 報	
取消理由		

(様式第5号)

年 月 日

長崎県情報政策課広報媒体広告掲載取下書

長崎県情報政策課長 様

住所  
申込者  
氏名 印  
(法人にあっては、法人名及び代表者氏名を記入してください。)

平成 年 月 日付 第 号で通知のあった長崎県グッドサイトへの広告掲載の決定について、下記のとおり取り下げたいので、申し出ます。

記

リンク先 ホーム ページ	内 容	
	U R L	http://
掲載広告	掲 載 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	掲 載 コ ー ス	3月 6月 1年
	広 告 の 内 容	
	業 種 ・ 事 業 内 容 及 び 提 供 す る 情 報	
取下理由		

(様式第6号)

年 月 日

長崎県情報政策課広報媒体広告掲載内容変更届出書

長崎県情報政策課長 様

住所  
申込者  
氏名 印  
(法人にあっては、法人名及び代表者氏名を記入してください。)

平成 年 月 日付 第 号で通知のあった長崎県グッドサイトへの広告掲載の決定について、下記のとおり掲載内容を変更したいので、届け出ます。

記

変更する項目	リンク先ホームページ内容      リンク先ホームページURL 広告掲載期間      広告掲載コース      広告内容 業種・事業内容・提供情報      その他(      )
変更前の内容	
変更後の内容	
変更理由	
変更(予定)日時	年 月 日( ) 時 分